

埼玉県防災士会研修資料

1-6-A 各種防災訓練の 企画・立案・指導要領 (高層マンション編)

2023・05

K1

埼玉県高層建築物 防火安全指導指針 H5.1

対象：高さ31mを超える建築物

目的：高層建築物の特性を配慮の上、
「**消防防災施設に関する指導指針**」を
定め、関係法令に基づき消防機関が
行う消防同意及び査察指導などの
一層の充実を図り、もって**高層建築物の防火安全対策を確立させる**

- ・ヘリコプターの屋上緊急離着陸場(含む ホバリング場)
- ・防災センター(中央管理室) ・通報設備
- ・自動火災報知設備 ・ガス漏れ火災警報設備の受信
- ・スプリンクラー設備 ・非常Ev設置と連絡 等々

高層マンションと消防法

消防法；火災が起きたときの安全性確保が義務付けられているタワーマンション（60m超え、20階以上）は、上層階にはしご車が届かないこともあり、その**規制はより厳しくなっている**。

➤ 高さ31m以上の建物

- ① 非常用エレベーター設置義務； **停電時には非常電源**
エレベーター；閉じ込め防止機能・非常連絡機能あり
- ② 消防隊員が迅速に現場に駆け付け・消防用連結送水管設置
- ③ 特別避難階段；火が入らない、耐火性の独立構造
- ④ スプリンクラーの設置
- ⑤ 絨毯・カーテン；火災拡大防止のため**難燃性品使用義務**

➤ 高さ100m以上の建物

屋上にヘリコプターの緊急着陸場所の設置義務あり

マンションの防火管理者※の責務

※収容人数50名以上の共同住宅は選任【出典;消防法8条1項】

1. 消防計画の作成
2. 消火・通報および避難訓練の実施
3. 消防用水または消防活動上必要な施設
の点検および整備
4. 火気の使用または取扱いに関する監督
5. 避難又は防火上必要な構造及び設備の
維持管理
6. 収容人員の管理
7. その他の防火管理上必要な業務

消防訓練の種別と実施回数

訓練の種別	内容	訓練回数	
		※特定防火対象物	※非特定防火対象物
消火訓練	消火器及び屋内消火栓等の 取扱い訓練	年 2 回 以 上	消防計画に定める回数
避難訓練	避難誘導及び避難器具の 取扱い訓練		
通報訓練	消防機関に通報する訓練	消防計画に定める回数	

※特定防火対象物：病院など不特定多数の人が利用する用途の防火対象物

※非特定防火対象物：決まった人(従業員、作業員など)が利用する用途の防火対象物

共同住宅・学校・保育園・図書館・工場等

消防訓練実施書 ➡ 消防署提出

1. 訓練計画作成；訓練内容、日時、参加対象・人数、進行、物品、備品等
2. 訓練に必要な物品準備
3. 訓練内容；消火・通報・避難訓練
4. 訓練日時・内容等の連絡
5. 消防機関への連絡・協力の有無
6. 訓練 ➡ 振り返り

訓練実施書は、**防火管理者名**で消防署に提出

防災訓練（1） ※消防法令上必須

通報訓練 ※：火災発生・消防署119通報訓練

避難(誘導)訓練 ※：災害時の避難や安全確保の
流れを学ぶ

初期消火訓練 ※：火災発生時の初動対応訓練
(消火器、屋内消火栓、スプリンクラー等)

救急救命訓練：心肺蘇生・AED使い方

救助訓練：災害時の負傷者救出・搬送訓練

消防署 119番通報

1. 火事ですか？ 救急ですか？
2. 住所を教えてください(市・区・町・番号、ビル名など)
3. 何が燃えていますか？出火個所はどこですか？
4. 近くに目標となるものはありますか？
5. あなた（通報者）の氏名をおしえてください
6. あなた（通報者）の電話番号を教えてください
(携帯・スマホもしくは今かけている公衆電話番号)

➡IP電話は、119通報はできないので**注意**！

防災訓練 (2)

シェイクアウト訓練：地震の揺れに耐え、姿勢

を低くし頭と首を手で覆い、体を小さくする

災害図上訓練DIG：地図で災害時の危険を学ぶ

他 ・防災資器材使用・避難器具取扱い訓練

・災害対策本部立ち上げ訓練 ・搬送訓練

・安否確認訓練 ・無線連絡訓練 ・炊き出し

・救出・救護訓練 ・起震車体験・ HUG 等

高層階要配慮者の避難/搬送訓練

火事・地震の場合

エレベーターは使用しない

傷病者・怪我人等が非常階段で1階に
自力で降りることが困難の場合 ➡

非常階段の搬送をどうするか??

“階段避難車”は、非常階段最上階に

設置しておく➡搬送訓練が必要！！

非常階段避難車 3 種

エクセルチェア



キャリダン



イーバックチェア

何故 訓練が必要？

➡ 訓練での 疑似体験の効果

・ **慌てない！**

冷静な判断と行動に繋げる

・ **根拠のない正常性バイアス※に
惑わされない**

➡ 逃げ遅れがなくなる

※ 現実を直視できず悪い情報に対し、
「自分だけは大丈夫」と都合の良い
解釈をする ➡ **結果;逃げ遅れる！**

訓練実施後の検証が重要

- 通報は、適切におこなわれたか？
- 消火器具等には問題はなかったか？
- 消火器具等の操作に、問題はなかったか？
- 避難は速やかにおこなわれたか？
- 避難誘導や搬送について、問題がなかったか？
- 要配慮者への対応は適切だったか？
- 通報、消火、避難誘導の連携は問題なく行われたか？ 等々

※訓練後は振り返りを行い、問題の有無検証

災害はいつ来るかわからない

- 防災訓練の参加者を増やすには？
- やるべき「防災訓練」を「また、今度」ではなく・・・「今でしょう」という意識
- 誘い合って参加という近所づきあい（助け合い）が大切
- 「防災」を他人事ではなく、自分事として考える

参考資料 1

- ・埼玉県高層建築物防火安全指導指針 H5.1

埼玉県ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/79889/kousoukennchikubutuboukaannzennshidoushishinn>

- ・ 防災に関する世論調査（令和4年9月調査）内閣府

<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-bousai/index.html>

- ・ 東京消防庁

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/inf/bfc/leader/cp9/index.html>

参考資料 2

・非常用階段避難車 3種 (メーカー)

キャリダン(サンワ)

<https://onlinestore.sunwajp.co.jp/collections/frontpage>

エクセルチェア (テクノグリーン)

<https://technogreen.co.jp/product/excelchair/>

イーバックチェア (コーケンメディカル)

<https://www.kohkenmed.co.jp/products/kom412/>